

## 後期基本計画策定に係る基本方針

### 1. 策定趣旨

地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務処理を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」としており、そのための総合計画として、平成14年度から平成32年度までの19年間を「寒川町総合計画2020プラン」として位置づけ、19年間の基本構想を策定し、平成14年度から平成23年度までの10年間を前期基本計画、平成24年度から平成32年度までの9年間を後期基本計画として定めております。

こうした背景の中、寒川町では平成24年度の後期基本計画のスタートに向け、平成21年度から平成23年度までの3年間で、すでに策定している基本構想に従い、後期基本計画及び第3次実施計画を策定するものです。

### 2. 策定にあたっての基本的方針

近年の危機的な不況の到来により、町の財政状況も逼迫している中、多様な町民ニーズに対応するため、後期基本計画の策定にあたり基本的な方針として、従来の総花的な計画から脱却し、より実現性を明確に打ち出せるよう前期基本計画の検証を行うとともに、財政推計に基づいた真に実現可能な重点施策の展開が必要です。

また、急速に変化する時代潮流に対応できるよう中長期的なものではなく、短期的な実施計画の策定を行います。

### 3. 基本構想の見直し

現在の寒川町の状況は、寒川町及び周辺地域を含めた将来都市構造の完成に向け、確実に進む中、現段階での計画変更は困難であるため、原則的に基本構想は見直さないものとします。

ただし、将来指標（人口フレーム）等変更の必要があるものは、見直します。

### 4. 後期基本計画及び第3次実施計画の構成

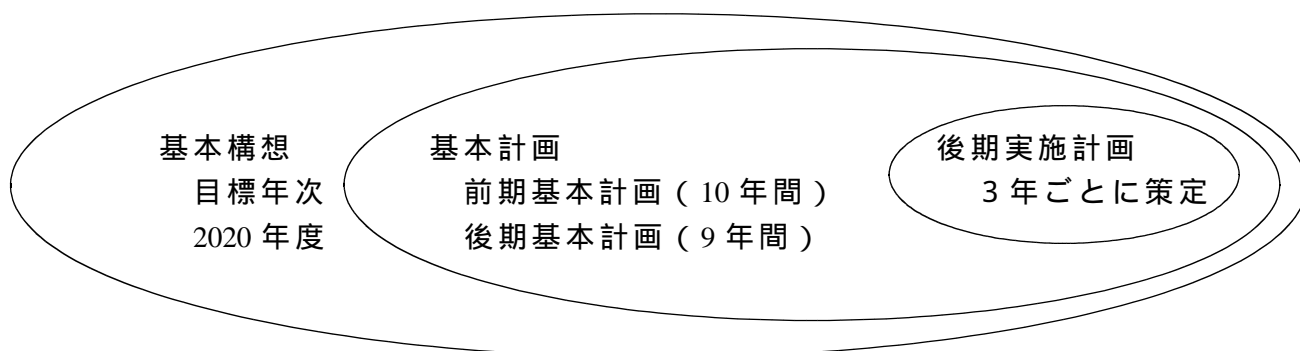
基本方針に従い、後期基本計画及び第3次実施計画の構成としては次のとおりとします。

## 後期基本計画の構成

平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

## 実施計画の構成

現在は、第3次実施計画として平成24年度から平成28年度までの5年間、第4次実施計画として平成29年度から平成32年度までの4年間としていたものを、第3次実施計画として平成24年度から平成26年度までの3年間、第4次実施計画として平成27年度から平成29年度までの3年間、第5次実施計画として平成30年度から平成32年度までの3年間とし、時代潮流に合わせその都度見直すこととします。



## 5. 策定スケジュール

策定スケジュールとしては、次のとおりとします。

### 【平成21年度】

- ・前期基本計画の検証
- ・住民意識調査等分析
- ・基本構想見直し作業
- ・住民参加によるワークショップ実施
- ・後期基本計画骨子策定

### 【平成22年度】

- ・後期基本計画策定
- ・第3次実施計画策定事前作業
- ・財政推計作成
- ・住民説明会の実施

### 【平成23年度】

- ・第3次実施計画策定

## 6 . 町長の計画策定に向けた重点方針

基本構想については、現行を継承し、大幅な改定は行わない。

将来指標のうち人口推計は特定保留等の誘導人口は見込まず、平成32年の時点では約4万8千人と想定する。

マニフェストの実現に向けて、特に子育て支援や行政改革など推進していく。

東海道新幹線新駅誘致については、地元の町民と話し合いを進め、リニア中央新幹線との同時開業を目指して都市計画決定に早急に持っていく。

南インターチェンジ周辺の整備は、地元の町民としっかりと話し合いを進め、早急に方向性を出し、整備を図る。

基本計画については、目標値を設定し、町民ワークショップの意見反映に努める。

自治基本条例に則り、住民説明会やパブリックコメントなどを実施し、住民意見の反映に努める。